

備 二 発 第 7 6 号
昭和58年7月13日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

防災週間の期間について（例規通達）

「防災の日」及び「防災週間」の制定については、昭和58年5月24日の中央防災会議において、昭和58年度以降の防災週間の期間が別添のとおり、決定されたので今後防災週間の実施に当たっては、誤りのないようにされたい。

別添

防災週間の期間について

〔 昭和 5 8 年 5 月 2 4 日 〕
〔 中央防災会議決定 〕

昭和 5 7 年 5 月 1 1 日の閣議了解（「防災の日」及び「防災週間」について）に基づく「防災週間」の期間は、昭和 5 8 年度以降は毎年、8 月 3 0 日から 9 月 5 日までの期間とする。